

## 奈良県特定最低賃金の改正について

令和4年度は奈良県特定最低賃金の金額改正はありません。

「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」、「奈良県自動車小売業最低賃金」は、令和4年10月1日から奈良県最低賃金・時間額896円が適用されます。

### 地域別最低賃金

奈良県最低賃金	時間額 <b>896円</b> (令和4年10月1日発効)
---------	----------------------------------

### 特定（産業別）最低賃金

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>905円</b> （金額改正なし）
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 <b>896円</b> (令和4年10月1日から奈良県最低賃金・時間額896円が適用されます)
奈良県自動車小売業最低賃金	
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	日額 <b>6,527円</b> (平成元年1月25日発効)
	時間額 <b>896円</b> (奈良県最低賃金が適用されます)